

大和市告示第139号

大和商工会議所事業運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年7月23日

大和市長 大 木 哲

大和商工会議所事業運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和商工会議所事業運営費補助金交付要綱（平成20年大和市告示第57号）の一部を次のように改正する。

第4条中「補助金の交付を受けた年度の翌年度の商工会議所の通常総会后30日」を「補助事業の完了した日から60日」に改める。

別表中「補助対象事業」を「補助事業」に、「切り捨て」を「切捨て」に、「小規模企業の経営や技術の改善、発達を図るため」を「小規模事業者の経営の改善発達を支援するため」に改める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。